

離婚をする方も離婚をした方も

子ども 養育費

のための

経験豊富な相談員が取り決めのお手伝いをします

養育費は離れて暮らす親が子どものために送るお金です。

養育費は
ほしいけど、
直接話さず
決められる？

離婚してからも
請求できるの？

□約束はしたけど、
もらえていない…

公正証書等を
作るのに必要な
費用の補助も
あります。

手続きが
難しそうで
一人では不安…

まずはご相談ください

墨田区役所生活福祉課相談係 (墨田区役所3階)

TEL 03-5608-1295

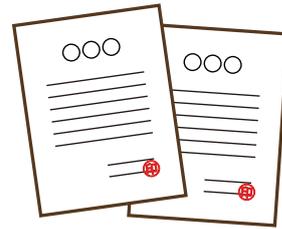
受付時間 月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

こんなことをしています

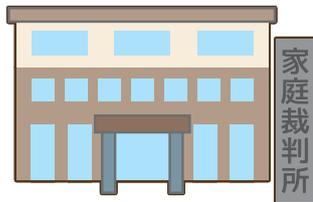
養育費の金額、受け取り方など
どのように決めていけばよいのか
アドバイスをします。



公正証書等の内容や作成方法の
アドバイスをします。



弁護士事務所や離婚調停時に
同行し、手続きを支援します。



それぞれの方の事情に合わせて
離婚から養育費取り決めまでの
アドバイスをします。



利用された方のお話

離婚は決まっている。
調停をたてたい。



ちゃんと約束を守ってもらうために調停
をすることにしました。

1回の調停で済ませることを目標に**アドバイ**
スをもらいながら下準備を万全に行い、
自分に合った内容の合意書を作り、提出
しました。

希望内容が固まっていたため、**調停員**の
方にも進めやすいと言われました。

精神的にも支えてもらい、そっと寄り添
う言葉もかけてもらえました。

気持ちや条件がまとまっていなくても、
まずは相談。そこから始まります！

離婚する前だけど…
気持ちの整理をして
公正証書を作成。



相談当初は感情の整理をしていきました。

離婚を決めてからは**法的手続きの確認**や
アドバイスを受けて公正証書を作りました。

公的なものだけでなく、民間の支援も教
えてもらえました。

月1度の相談で、**次までに何をすべき**
か確認して進めていくことができました。

相談員の方が伴走者となり、今の幸せな
生活に結びついたことに感謝しています。